

令和4年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和4年度の取組】

- 検察庁に告発した件数は7件、脱税総額（告発分）は4億8,100万円
悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、7件を検察庁に告発しました。
告発した査察事案に係る脱税総額は4億8,100万円、1件当たりの脱税額は69百万円であり、告発率は43.8%でした。
- 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、その他の時流に即した社会的波及効果の高い事案を積極的に告発
消費税事案及び国際事案では、中古自動車の輸出及び解体業を営む法人が、架空の課税仕入れを計上するとともに、中古自動車の部品等の課税売上げを除外していた消費税不正受還付事案を告発しました。
その他、産婦人科医が自由診療に係る収入の一部を申告から除外していた事案など、社会的波及効果が高い事案を告発しました。

【令和4年度中の判決状況】

- 一審判決3件全てに有罪判決が言い渡され、1人に対して実刑判決
令和4年度中の一審判決3件全てに有罪判決が言い渡され、1人に実刑判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和4年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案については積極的に取り組み、令和4年度は4件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和4年度は2件を告発しました。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
告発件数	件 6	件 7	件 2	件 -	件 4

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
告発件数	件 3	件 -	件 1	件 -	件 2
不正受還付額	百万円 179	百万円 -	百万円 226	百万円 -	百万円 22

(注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

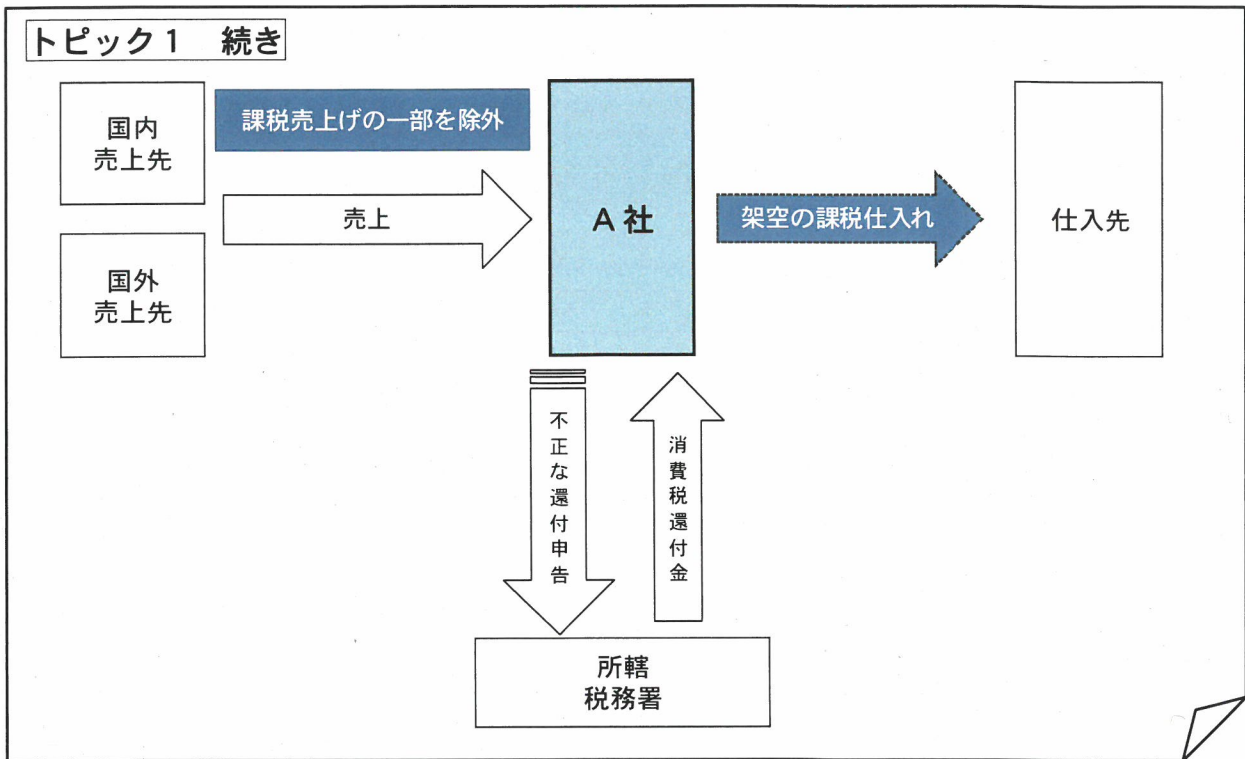
2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

トピック1 中古自動車輸出及び解体業者の消費税不正受還付事案を告発

中古自動車の輸出及び解体業を営む法人が、架空の課税仕入れを計上する方法により、不正に消費税の還付申告を行った不正受還付事案を告発しました。

【事例】

A社は、国内で仕入れた中古自動車や解体して得た中古自動車の部品をバングラデシュほか中東・アフリカへ輸出していたものですが、中古自動車の部品等の購入について、架空の請求書を作成して、架空の課税仕入れを計上するとともに、国内で販売した中古自動車の部品等の課税売上げを除外する方法により、不正に消費税等の還付を受けていました。



(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和4年度は、不正行為はないが故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱犯を適用した事案1件を告発しました。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
告発件数	内1 件 4	内6 件 9	内2 件 2	内— 件 3	内1 件 1

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越えた経済活動が複雑・多様化しているところ、令和4年度においても、バングラデシュなど様々な国との取引が行われており、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、中古自動車輸出業者の消費税不正受還付事案などの国際事案に積極的に取り組み、令和4年度は1件を告発しました。

年度	平成 30	令和 元	2	3	4
告発件数	件 4	件 2	件 3	件 2	件 1

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

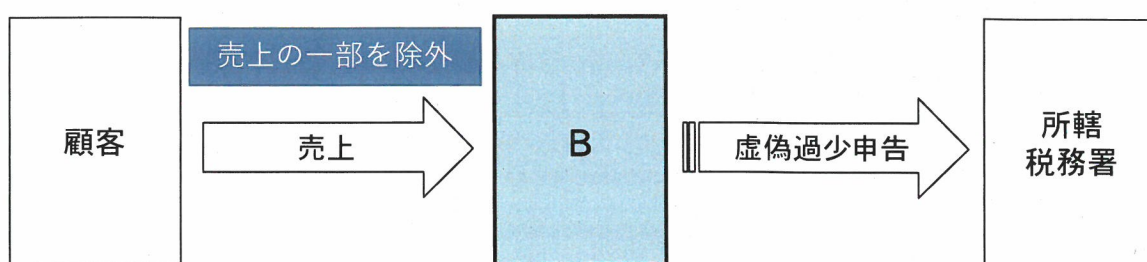
時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

トピック2 産婦人科医の所得税ほ脱事案を告発

産婦人科医が、自由診療に係る収入を申告から除外していた所得税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

Bは、産婦人科医院を営む者ですが、自由診療に係る収入の一部について、診療報酬明細書を作成するシステムに入力しない方法により申告から除外し、所得税を免れていました。



3 査察事件の一審判決の状況

令和4年度中の一審判決は3件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち1人に実刑判決が出されました。

トピック3 FX取引利益の無申告ほ脱犯の再犯者に実刑判決

他人名義でFX取引を行うことにより所得を秘匿し、確定申告書を提出することなく法定納期限を徒過させ所得税を免れた者（無申告ほ脱犯の再犯者）に対して、懲役1年4月の実刑判決が出されました。

【事例】

Cは、外国為替証拠金取引（FX）により多額の利益を得ていたものですが、数十もの他人名義で取引を行うことにより所得を秘匿し、確定申告書を提出することなく法定納期限を徒過させ所得税を免れていました。

Cは、所得税法違反等による前科の懲役刑の執行猶予期間中に犯行に及ぶなどしたため、所得税法違反の罪で、懲役1年4月の実刑判決を受けました。

4 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
着手件数		件 20	件 18	件 12	件 13	件 15
処理件数 (A)		21	21	16	10	16
告発件数 (B)		17	17	9	6	7
告発率 (B/A)		% 81.0	% 81.0	% 56.3	% 60.0	% 43.8

(2) 脱税額の状況

項目	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
脱税額	総額	百万円 1,884	百万円 1,162	百万円 1,165	百万円 3,210	百万円 1,531
	同上1件当たり	90	55	73	321	96
	告発分	1,655	964	720	327	481
	同上1件当たり	97	57	80	55	69

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
所得税		件 2	件 4	件 -	件 2	件 1
法人税		5	6	7	4	2
相続税		1	-	-	-	-
消費税		内3 6	内- 7	内1 2	内- -	内2 4
源泉所得税		3	-	-	-	-
合計		17	17	9	6	7

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
所得税		116	258	—	160	72
法人税		468	365	376	167	245
相続税		241	—	—	—	—
消費税		414	341	344	—	164
源泉所得税		416	—	—	—	—
合計		1,655	964	720	327	481

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和		3		4	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
不動産業	5	繊維製品卸	2	人材派遣	2
—	—	その他(雑所得除外)	2	不動産業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
	判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和	件	件	%	人	百万円	月	百万円
2	内1 11	内1 11	100.0	内— 1	49	9.6	13
3	内1 17	内1 17	100.0	内1 1	42	12.8	13
4	内— 3	内— 3	100.0	内— 1	36	14.0	11

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。